○財務省告示第三百四十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十八日

財務大臣　安住　淳

第一号カ中「で定める」を「別表のⅡに掲げる」に改める。

○財務省告示第三百四十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十八日

財務大臣　安住　淳

第一号中「にあっては、」を、「にあっては」に改め、「ものに」の下に「、タに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに」を加え、同号ヨ中「」で定めるものをいう。」を「。タにおいて「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件」という。）別表のⅡに掲げるものをいう。」に改め、タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ　リビア前政権の機関等として外務大臣が定めるもの（リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件別表のⅠに掲げるものをいう。）（以下「リビア前政権の機関等」という。）

第二号中「にあっては、」を、「にあっては」に改め、「ものに」の下に「、ヨに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに」を加え、ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ　リビア前政権の機関等

○農林水産省告示第二千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字滝字分行五一〇の一から五一〇の三まで、五二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字分行五一〇の一から五一〇の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五二三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町上本村一九七、一九八、二〇一、二一四、二一八、二一九、上西の川七から一〇まで、二五、二六、二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上本村二一四・上西の川九・二六・二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町十川字カナラシ一三六二の一、一三六二の三、一三六二の四、字カンツクリ七八二の二、字押川一二七四の一、野々川字一本木四一三の四、字口重バタ四一一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カナラシ一三六二の一・一三六二の四・字カンツクリ七八二の二・字押川一二七四の一・字一本木四一三の四・字口重バタ四一一の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町古城字上ハヲトナシ五三〇の三、五三〇の四、五三〇の六、字ヲトナシ五三二、五三六、佐川町古畑字カフスカ谷奥七四三、七四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ハヲトナシ五三〇の四・五三〇の六・字ヲトナシ五三二・五三六・字カフスカ谷奥七四三・七四七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村下黒川字ソンデ二五の二、二五の二の二、二五の二の甲、二七の一、二七の三、二八の一、二八の二、三〇、三四の二、字宝地九の一、九の八、坂字場字間黒洞一九の一二、一九の一四、富山字鷹取九から一二まで、一三の一から一三の四まで、